

北海道 行政書士 会 報

発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
TEL(3) 3881
振替小樽8224番

法改正後一年を顧りみて

会長 渡辺 慶吉

行政書士法の改正実施に伴い、三十五年十月本会が北海道知事より認可されました。より認可されました。より認可されました。

法改正のために会員各位と共に数年の永い間苦勞を重ねてようやく議員提案により衆議院議員渡海元三郎、向門可亮、参議院議員鍋島直紹の三先生方を初めとし、日本行政書士会連合会の諸先生方の長期に亘る苦勞に苦勞を重ねてなすとげられた改正でありまして、誠に心から感謝の意を表する次第であります。

改正法実施に伴い、本会の設立、会則認可手続きから会員拡充等の諸務に追われ通しの連続でありましたが、認可後一年余にして本会の発展については誠にめざましいものがあつたものと思ひます。

この発展充実は、強制加入制度と法が改正されたことは勿論であります。法律には如何に強制力をもたしてあつても又各条項は如何に立派な条文に出来てある法律であつても、これを守る精神がなければ、その効果を願すことは出来ないものと思ふのであります。

幸いにして本会の会員各位は、日常の業務のあり方からしても、

法律を遵守する精神に欠ける事がなく、尚この度の法改正の趣旨を理解されている結果でありまして、今日の発展がなされたものと考えられます。

会に於ても、会員各位の業務にプラスとなるよう努力して居りますので正しい御理解のもとに絶大なる御支援の程をお願いする次第であります。

整理の都合で遅れましたが第一回定時総会の議事録が纏りましたので左のとおり掲載します。(事務局)

第一回定時総会議事録

一、開催日時 昭和三十六年三月十八日午前十一時三十分

一、場所 産業会館 二階ホールに於て

一、出席者 渡辺会長、藤山、佐藤、岸川副会長、関根、森平、成沢、横路、佐々木、後藤理事、山木、長山監事、森口、和田、猪本、高梨、石本、黒川、中林支部

長 赤松 恩才、高谷、松藤、中野、寺島、新谷、林

代議員 計二十七名

一、来 賓 札幌司法書士会長 半田 嵐

札幌土地家屋調査士会長 小 城 清 二

留筋高梨氏を議長に札幌小坡氏を副議長に署名委員に成沢、関

根、中野、赤松各氏を選出記録員に長山後藤選出して議事に入る。

議長 昭和三十五年度事業経過報告上程する。

藤山(企画) 昭和三十五年度事業経過報告書に就き説明

ポスター四〇〇部(加入者だけ)運合会に注文致しました。

昭和三十六年三月十八日現在の会員数三一九名
報酬額改訂委員会に於て審議致しまして道庁と接しよう中
中野(空知) 登録未加入者何名か
藤山(企画) 登録者八六〇名あり道庁で調査中執行部としては六〇〇名の見込です。今後ピーアールによつて加入を進めて行きたいと思ひます。

議長 三十五年度事業経過報告書について採決を求める。
賛成多数と認め承認を宣す。

議長 昭和三十五年度収支中間報告上程する。
森平(経理) 別紙報告書により説明

黒川(帯広) 支部交付金として予算に載っているが如何か。
森平(経理) 創立総会で出さない事に變更になつております。

議長 質問がないので事務経過報告承認して認めてよいか。
賛成多数につき承認を宣す。

議長 休憩を宣す 十二時二十五分 昼食
議長 再会 十二時五十分

祝電、釧路支部よりの祝電を読み上げる。
議長 議案第一号昭和三十六年度事業計画案上程

藤山(企画) 別紙議案につき説明
息才(函館) 収支予算と一括して上程すべきではないか。

議長 一括上程の賛成多数につき一号二号一括上程する。
中野(空知) 改訂予定の報酬額についてどんな基準でいるか。

藤山(企画) 全国及び東北六県の改正資料を検討した報酬額改正案を読み上げる。
森平(経理) 第二号昭和三十六年度収支予算案説明道庁の指導により予算案項目を整理した事を述べる。

寺島(日高) 会議費に出席者の旅費を含んでいるか。慶弔費の支出の方法と退職積立金が少なすぎる。

森平(経理) 旅費は計上してない。別に弔慰規定により処理する。収入が少ないので逐次増額する予定である。

藤山(企画) プリント配布弔慰規定の決議を求める予定
和田(小樽) 連合会特別負担金はいつまで続くのか。

藤山(企画) 今回一回だけである。
和田(小樽) 連合会費は毎年これだけ納めるか

藤山(企画) 会員が少ないので連合会費は高くなる予定である。
息才(函館) 弔慰規定につき慶弔費を削減して退職金に廻したらい。

藤山(企画) 会則変更のとき附帯して審議願いたい。
森平(経理) 弔慰花輪は功労者に弔慰金は一人二千円全員にと

言う事である。二万円では不足ではないかと考えている。
息才(函館) 会報は一回二十二円か

藤山(企画) 八頁で十円郵便料十円ではあとポスターに廻したい。
息才(函館) 会員確定してないので名簿を作る時期に考慮を要すると思う。

息才(函館) 支庁より営業しているか 照会状が未でしたがこれはどうなのか。
藤山(企画) 道庁にこちらより頼んでいる。

新谷(帯広) 弔慰規定の功労顕著な者を入れる事は角がたつので書かない方がよい。
議長 質問ないので一号二号議案の採決を求める。一賛成多数一賛成多数と認め決定する。

議長 三号議案の会則一部改正案上程
藤山(企画) 現在の運営により支障を感じた点につき別紙議案の通り改正を提案し提案内容説明

各支部より提案並びに各自意見多数あり
議長 改正案文理事會一任願いたい。

息才(函館) 會議の成立に関する各会則の變更をすべきでないか。細部修項理事會一任する。

松藤(空知) 會則の變更は特別決議であるので理事會に一任するのをどんな関係になるか、どういう風に扱うかであるか。

森口 執行部提案の分を決定し他の方は勸諭で出す様にしてはどうか。
藤山(企画) 會の運営に支障あるのでこの席上で理事者に一任の決議をお願いしたい。

息才(函館) 大体は總會で決めて字句は理事會に託せるのでないと總會の決議にならない。
議長 暫時休憩する。

議長 再会
松藤(空知) 十条以下十四条迄賛成、今少し説明を聞きたい、

支部長をふやすのか。
藤山(企画) 人員を増やすのでなく支部長を代議員にする。

支部長がみんな兼任するのはどうかと思うのか。
息才(函館) 代議員を置かなければならぬ規定はあるのか。

藤山(企画) 地域的關係で設けたい。
議長 理事支部長八ヶ所、支部長代議員一ヶ所、支部長と理事別の処もある。支部長が總會に出ない事になると適当でない。

松藤(空知) 支部長権限あり自分で發議するといろいろ制限受ける。支部長役員でないか 總會に参加して意見を述べる事が出来る。理事である代議員に議決権を持たせない方がすつきりする。

藤山(企画) 支部長に理事は切り離すべきである。支部長會議と理事會は別の決議機関である。

小城(札幌) 特に発言を求め行政書士會の會則は調査士會の會

則をとり入れてある様である。単位會長を支部長と考えて議決権を持たせない方がよいのでないか。

猪本(空知) 總會の構成員が議決権がないと構成員でなくなる。支部長と代議員の兼任支障ない。

中林(旭川) 理事と支部長兼任を禁じて支部長を代議とするとして別に代議員を選んだらどうか。
議長 暫時休憩する。二時十分

議長 再開 二時二十分
藤山(企画) 御意見いろいろ承りましたので理事會で検討したいから保留したいと思ひます。

議長 會則改正案保留と決す。
議長 議案第四号監事職務代行者選任の件上程

藤山(企画) 提案理由説明
松藤(空知) 何名選任するか。

藤山(企画) 一名で良いのではないか。
森口(札幌) 札幌支部、小樽支部各一名選考して貰う。

賛成 多数
松藤(空知) 順位 札幌第一、小樽第二としてはどうか。
議長 採決 札幌を第一、小樽を第二と後日札幌、小樽両支部長より入選の上報告することに決定する。

第五号議案上程綱紀委員選任の件
松藤(空知) 全員再選願います。
賛成多数あり。

議長 賛成多数により留任と決定す。
藤山(企画) 弔慰規程、旅費規程案の件 會則變更前に使用差支えないか。

議長 差支えなしの意見多数につき提案の通り決定
議長交代小城副議長議長席につく

中林(旭川) 窓口業務につき提案あり。
議長 知事陳情につき執行部一任決定
高梨(留萌) 北海道行政書士会設立に努力して呉れた人達に対し会として感謝の意を表する表彰状と記念品を第二回の総会に実行してほしい。
森口(札幌) 高梨さんが代表して感謝の辞を述べて感謝状記念品は次回にすることにしてはどうか。
議長 賛成多数で決定、高梨さんにお願ひします。
高梨(留萌) 一同を代表して感謝の辞を正副会長に会の設立について努力して呉れた事にお礼の言葉を述べる。
議長交代
高梨議長閉会の挨拶
佐藤副会長閉会の辞
渡辺会長挨拶
閉会 二時五五分

署名員 議長 高梨 晃臣
理事 成沢 梅次郎
" 関根 克治
代議員 赤松 徹二
" 中野 敦雄
" 後藤 照
" 長山 正平
" 森口 正平

才三回常任理事会
三七、一、一四(日)午前十時
於 産 業 会 館
出席者 渡辺会長、藤山、佐藤、岸川副会長、森平、関根、横路、成沢、森口、井上、有馬理事、長山監事 計十二名
一、会則変更の件
藤山企画部長より第一回総会に於いて保留となつた会則変更は地域広汎な本会の運営上、左の部分については是非変更が必要であるとの説明あり
1. 役員には常任理事制を設け(理事が互選)、緊急を要するときは理事会に替える。
2. 総会構成員には支部長を加える。
3. 代議員の選任は一月一日現在会員数三十名に一名の割とする。
4. 支部長及び支部長会議長の任期は就任後の第二回目の定時総会の終結に至る迄とする。
5. 第六十五条に総会の承認を経て、内規を定めることのできる条項を設ける。
6. 別表第一号 会費、入会金値上げの必要あり
以上を逐条で審議し、5迄は企画部長提案の通りとし、6の關係は森平経理部長より明年度予算に対する説明あり
1. 三十七年度への繰越額は十万円位
2. 三十七年度新規入会は今迄入会に全力を注ぎ、殆んど入会されたものと思うので入会金については余り見込まれない。
3. 連合会費が現行十円であるが明年度より二十円となる予定。

以上よりしても現在会費では全然運営し難いので倍額に見込み、早急に改正の必要がある。

森口理事 予算不足は当然と思うが、総会に予算書を提出するので、充分な検討を願つて決議すべきである。

一、三十六年度予算更正の件

森平経理部長 三十六年度事業として会則第六十二条による会員章札を作成したので、これを無償配布すると約十五万円を要し企画費にその予算がないので他の科目から流用をせねばならぬいと要旨を説明

森口理事 会則に定められているものであり、会員の自覚も必要であるし且つ予算のない時であるから半額負担としてはどうか
岸川副会長 全額会員負担(送料共三〇〇円)とし会は半額を負担し残る半額は送料並に支部経費として交付するように決めたい。

渡辺会長 岸川案に賛成の意見が多いが近く支部長会議を招集するので本案を附して検討の上決定したい。

三、支部長会議開催の件

開催日時 一月廿八日(日)午前十時、会場産業会館二階ホール
議 題 1. 報告事項(報酬額改正申請経過に就いて)
2. 予算更正に関する件
3. 会則一部変更に関する件
4. 会費滞、未納会員の処理について
5. その他(総会に附議すべき事項)

四、報酬額改正の状況について
藤山企画部長 第二回理事会後再度要望書を附して改訂理由書を提出、再三督促の結果一月中に改正告示されることになつてい

るが更に近々中に主管課へ要望し支部長会議迄に間に合うようしたい旨状況を報告

五、その他
1. 会費滞納者の件
森平経理部長 会則による六ヶ月以上の滞納者は現在六十八名あり既にこれらについては三回以上督促をしており何ら回答がない状態なので処置を如何にしたらよいか。
種々審議の結果、支部長会議に提案して処置の方法を決定することにす。

記録員 藤山 利夫
議長 渡辺 慶吉
署名員 佐藤 幸之助
同 成沢 梅次郎

支部名	昭和三十六年		昭和三十七年		計
	一月末現在	十一月	十一月	十二月	
札幌	七二	〇	〇	〇	七二
函館	四二	〇	〇	〇	四二
小樽	二七	〇	〇	〇	二七
空知	六〇	〇	〇	〇	六〇
旭川	六〇	〇	〇	〇	六〇
留萌	七	〇	〇	〇	七
宗谷	五	〇	〇	〇	五
網走	一〇	〇	〇	〇	一〇
室蘭	一	〇	〇	〇	一
日高	一	〇	〇	〇	一
帯広	二	〇	〇	〇	二
釧路	一四	〇	〇	〇	一四
根室	四	〇	〇	〇	四
計	三八四	八	八	一	三九八

事務局だより

1. 会報第三号にも掲載しました通り会費滞納者が増え、再三の督促にも返事すら頂けず処理上困つて居ります。六ヶ月以上の滞納者は会則第五十八条の規定により退会処分されることになつており、その業務も出来なくなりますので、納入状態を確かめて至急御納め下さい。本会へ持参するか振替送金が一番間違いないので申添えます。

あとかき

- ◎ 会報は吾々の機関誌である。詳細に会の動きをお知らせしたいと念願し乍ら思うように発刊出来ない。
- ◎ 会は四百名の世帯となり、道全域に分布されているので支部の動向など折々お知らせ願いたい。
- ◎ 会の目的達成のため建設的御意見や質疑その他会員の御投稿を期待しております。
- ◎ 縦、横の役割を果せる機関誌となれるよう御協力を願います。

行政書士試験案内

- 一、試験期日
昭和三十七年三月七日(水曜日)午前九時から
- 二、試験地及び試験場
試験地
札幌市 札幌市北二条西七丁目道立自治講習会
函館市 函館市五稜郭町渡島支庁
旭川市 旭川市六条通十一丁目上川支庁
釧路市 釧路市浦見町二丁目釧路支庁
注 受講地は、現居住地もよりの所を原則としますが、事情がある場合は本人の希望する場所で受験できます。
- 三、受験資格
1. 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学級を卒業した者、その他同法第五十六条第一項に規定するもの
2. 国又は、地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者
3. 次の各号に該当するもので、あらかじめ知事から受験資格の認定を受けた者
(一) 行政書士の補助者として、その職に通算して三年以上従事した者
(二) 公団、各種共同組合等の職員として、行政事務に準ずる職に通算して三年以上従事した者
(三) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者
- 四、試験科目
1. 筆記試験

行政書士法関係法令、戸籍法、憲法、法学通論一般常識作文

2. 口答試験

五、試験願書受付期間及び合格発表

- 1. 昭和三十七年一月二十日から二月二十日まで
なお、郵便の場合は当日の消印あるものは受付をする。
- 2. 合格者の決定は三月末に行い、北海道公報に掲載するほか合格者に通知します。
- 六、受験願書の提出先及び提出書類
札幌市北三条西五丁目 北海道総務部地方課

1. 受験願書

2. 履歴書

3. 受験資格を有することを証明する書類(市町村長その他官公署の長、学校長等の在職証明書、卒業証明書、受験資格認定証写等)

4. 写真(出願前一年以内に写した上半身手札型のもの)なお写真には、上下左右それぞれ3cmの余白をもつ台紙をはり台紙の下余白に住所、氏名、撮影年月日を記入すること

5. 試験手数料五〇〇円(北海道収入証紙を受験願書の右上部に貼付すること。)

七、その他受験資格各号の一に該当する者にあつては

- 1. 受験資格の認定を受験願書提出前に行わなければならないので、できるかぎりすみやかに、もよりの支庁総務課に申請書を提出し、認定証の交付を受けるようにすること。
- 2. 受験についての問い合わせは、北海道総務部地方課又はもよりの支庁総務課あてに行うこと。